

鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第2項及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第34条に規定する県の責務を具体的に実施するとともに、社会福祉法人等に対する指導監査に係る結果等の公開によって、社会福祉事業がその公共性を踏まえた適切な事業運営となるよう誘導するとともに、県民が福祉サービスを利用する際の参考とすることを目的として、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 別表の対象の欄に掲げるものをいう。
- (2) 指導監査 社会福祉法人等に対し、別表の根拠法令の欄に掲げる法令の区分に応じ、それぞれ同表の内容の欄に掲げる事項を実施することをいう。
- (3) 情報公開 社会福祉法人等に対する指導監査に係る結果等の公開をいう。
- (4) 監査担当課 指導監査を所掌する課をいう。

(情報公開の対象)

第3条 情報公開の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指導監査における次に掲げる事項（以下「監査結果」という。）
 - ア 実施年月日
 - イ 社会福祉法人等の名称
 - ウ 実地又は書面の別
 - エ 監査担当課
 - オ 文書指摘事項その他改善状況を監査担当課に報告すべき事項
- (2) 文書指摘事項その他改善状況を監査担当課に報告すべき事項としたものに係る社会福祉法人等からの報告（次条において「改善状況報告」という。）

(情報公開の時期)

第4条 情報公開の時期は、次の表の区分の欄に対応する時期の欄に掲げるとおりとする。

区分	時期
(1) 監査結果	監査結果を社会福祉法人等に通知後、速やかな時期
(2) 改善状況報告	監査担当課が改善状況報告を受領し、その内容を確認した後速やかな時期及び次回の指導監査において事実確認を行った後速やかな時期

(情報公開に係る周知等)

第5条 監査担当課は、情報公開に当たり、次条に基づく方法で公開する旨を、あらかじめ社会福祉法人等に通知するものとする。

(情報公開の方法)

第6条 情報公開は、インターネットの県のホームページへの掲載により行う。

(個人情報等の保護)

第7条 情報公開に当たっては、鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に規定する情報は、公開しない。

- 2 監査担当課は、情報公開に当たっては、特定の個人、社会福祉法人等その他利害関係人（次条第1項において「利害関係人等」という。）の不利益になることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事実と相違していることの申出)

第8条 監査担当課は、情報公開により公にされた情報（以下この条において「公開情報」という。）について利害関係人等から事実と相違している旨の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、速やかに当該公開情報を修正しなければならない。

- 2 前項の場合において、監査担当課は、当該公開情報を修正した旨を公開するものとする。

(指導監査を省略した場合の取扱い)

第9条 監査担当課は、「社会福祉法人指導監査実施要綱」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別添)4(1)又は(2)に基づき会計管理に関する事項の指導監査を省略した場合は、「会計監査及び専門家による支援について」(平成29年4月27日付社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)2(1)①又は②に掲げる書類を公開するものとする。

2 前項の書類の公開は、第3条の例による。

(雑則)

第10条 この要領に定めのない事項については、福祉保健部長及び子ども家庭部長が別に定める。

別表(第2条関係)

	根拠法令	内容	対象
一	定期的に監査を実施する社会福祉法人等		
1	社会福祉法第56条第1項	報告の徴収又は立入検査の実施	社会福祉法人
2	社会福祉法第70条	報告の徴収又は施設等の検査その他事業経営の調査の実施	軽費老人ホームを経営する者
3	生活保護法(昭和25年法律第144号)第44条第1項	報告の命令又は立入検査の実施	保護施設の管理者
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第48条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者等
5	障害者総合支援法第48条第3項において準用する同条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定障害者支援施設等の設置者
6	障害者総合支援法第51条の27第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定一般相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者であった者等
7	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の22第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児通所支援事業者であった者等
8	児童福祉法第24条の15第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定障害児入所施設等の設置者等又は指定障害児入所施設等の設置者等である者等
9	児童福祉法第34条の5第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者
10	児童福祉法第34条の14第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	一時預かり事業を行う者
11	児童福祉法第34条の18の2第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	病児保育事業を行う者
12	児童福祉法第46条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問	児童福祉施設の設置者、児童福

		若しくは立入検査の実施	祉施設の長及び里親
13	児童福祉法第59条第1項	報告の徴収又は立入調査の実施	児童福祉施設（保育所又は児童厚生施設に限る。）のうち認可を受けていない施設の設置者又は管理者
14	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長
15	老人福祉法第29条第13項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者
16	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	幼保連携型認定こども園の設置者又は園長
二 必要に応じて監査を実施する社会福祉法人等			
1	社会福祉法第70条	報告の徴収又は施設等の検査その他事業経営の調査の実施	社会福祉事業（軽費老人ホームを除く。）を営業者
2	障害者総合支援法第81条第1項	報告等の徴収等又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者
3	老人福祉法第18条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者
4	介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第1項	報告等の命令又は居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者に対する質問	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者
5	介護保険法第76条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス事業者であった者等
6	介護保険法第90条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等
7	介護保険法第100条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は介護老人保健施設の開設者等に対する質問若しくは立入検査の実施	介護老人保健施設の開設者等
8	介護保険法第114条の2第1項	報告等の命令、出頭の求め又は介護医療院の開設者等に対する質問若しくは立入検査の実施	介護医療院の開設者等
9	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつ

	項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項		た者等
10	介護保険法第115条の7第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者であった者等
11	児童福祉法第30条の2	児童の保護についての必要な指示又は報告の徴収	小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は同居児童の届出をした者
12	児童福祉法第59条第1項	報告の徴収又は立入調査の実施	児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）のうち認可を受けていない施設の設置者又は管理者
13	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第22条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	母子家庭日常生活支援事業を行う者
14	母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項で準用する同法第22条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問若しくは立入検査の実施	寡婦日常生活支援事業を行う者

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年度の指導監査から適用する。ただし、第2条の改正規定（別表の二の9項（指定介護療養型医療施設に関する事項）を削る改正）は、令和6年4月1日から施行する。